

公務員・新生児世帯の方へ

子育て応援手当申請のご案内

▶問合せ 健康福祉課福祉係 ☎25-3285

物価高対応子育て応援手当を0歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円の支給をしています。原則申請不要となり、児童手当の口座に振り込んでいますが、公務員および令和7年10月以降に生まれた方は申請が必要です。期日までに忘れずにお申し込みください。

支給対象

0歳～高校3年生までの子ども

※令和8年3月31日出生まで

支給金額

子ども1人当たり2万円

申請が必要な方

- ・児童手当を受給している公務員
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に生まれた子の児童手当受給者

申請期限

令和8年3月31日(火)

※令和8年3月出生の場合、4月30日まで

通知方法

申請が必要な方には、申請書を郵送します。返信用封筒で郵送するまたは、窓口へ直接お持ちください。

※公務員の方は、所属庁の証明が必要です。

※振込口座のコピーを添付してください。



令和8年度介護保険料のみ適用

介護保険料の特例措置

▶問合せ 健康福祉課福祉係 ☎25-3285

介護保険料は世帯員全員の課税状況と、ご本人の所得に応じて所得段階を判定しています。令和7年度の税制改正により、給与所得控除額が10万円(55万円→65万円)増え、介護保険料に大きな影響が予想されます。そのため、令和8年度の介護保険料は特例措置として令和7年度と同じ基準で判定します。

特例措置の主な対象者

- ・給与収入が190万円未満の65歳以上の方

介護保険料が大きく増減しないよう、令和7年度と同じになるよう調整します。(介護保険料の算定においては、給与所得控除を55万円として計算するため、村民税の課税・非課税の判定と一致しない場合があります)

税制改正の影響がない方

(収入が変わらなければ、例年通りになる見込みの方)

- ・給与収入が190万円以上の65歳以上の方
- ・年金収入のみの65歳以上の方

介護サービスの安定的な運営および急激な負担変動を避けるための、介護保険法施行令改正による措置です。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

